

(目的)

第1条 この告示は、放課後児童クラブを利用した児童の保護者に対し、放課後児童クラブ利用料給付金（以下「給付金」という。）を支給することにより、子育て世帯等の経済的負担を軽減し、児童福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めることによる。

- (1)放課後児童健全育成事業 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業をいう。
- (2)児童 児童福祉法第6条の3第2項に規定する児童をいう。
- (3)保護者 児童福祉法第6条に規定する保護者をいう。
- (4)放課後児童クラブ 放課後児童健全育成事業を実施する施設のうち、市の区域内に所在するものをいう。
- (5)利用料 放課後児童クラブの利用に係る月ごとの料金のうち、当該放課後児童クラブの運営規程等に具体的な金額の定めがあり、かつ、放課後児童健全育成事業を受けるために必要であるものをいう。

(給付金の支給対象者)

第3条 給付金の支給対象者は、市内に住所を有する保護者であって、次の各号のいずれかに該当する者が監護する児童が放課後児童クラブを利用した者とする。

- (1)放課後児童クラブを利用した月において、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）の規定による児童扶養手当を受給していること。
- (2)放課後児童クラブを利用した月において、当該保護者の属する世帯が、生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯であること。
- (3)当該保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者について放課後児童クラブを利用した月の属する年度（放課後児童クラブを利用した月が4月から8月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）が課されていないこと。

(給付金の額)

第4条 給付金の額は、支給対象者（前条の規定により給付金の支給の対象となる者をいう。）に係る児童が放課後児童クラブを利用した日の属する月ごとに、児童1人につき2,000円とする。ただし、児童1人に係る1月当たりの利用料が2,000円未満の場合は、実費分とする。

(支給の申請等)

第5条 第3条の規定による給付金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市

長が別に定める日までに滝沢市放課後児童クラブ利用料給付金支給申請書兼請求書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、申請者は、市長が別に定める日までに電子情報処理組織(市長の使用に係る電子計算機と、申請者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用する方法により申請及び請求を行うことができる。

3 前2項の場合において、市長は、当該申請者が第3条各号に掲げるいずれかの要件に該当する者であることを確認するために必要な書類の提出を求めることができる。

(支給の決定等)

第6条 市長は、前条第1項又は第2項の規定による給付の申請があったときは、内容を審査し、支給の可否を決定するものとする。この場合において、給付金の支給を決定したときは、滝沢市放課後児童クラブ利用料給付金支給決定通知書(様式第2号)により申請者に通知し、給付金を支給するものとする。

2 市長は、前項の審査により給付金を支給しないことを決定したときは、滝沢市放課後児童クラブ利用料給付金不支給決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の審査に当たり、放課後児童クラブに対して利用料の納付状況、利用日数等を確認できるものとする。

(譲渡等の禁止)

第7条 給付金の支給を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

(不当利得の返還)

第8条 市長は、偽りその他不正の行為により給付金の支給を受けた者に対し、当該支給をした金額の全部又は一部の返還を求めるものとする。

(補則)

第9条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年7月25日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

附 則

この告示は、令和7年10月1日から施行する。